

令和 7 年第 1 回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第 1 6 号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 1 7 号 市長専決処分条例等の一部改正について
- 議第 1 8 号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議第 1 9 号 別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議第 2 0 号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第 2 1 号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 2 2 号 別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正について
- 議第 2 3 号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 2 4 号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 2 5 号 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議第 2 6 号 別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について
- 議第 2 7 号 別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議第 2 8 号 別府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 2 9 号 別府市下水道条例の一部改正について
- 議第 3 0 号 別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議第 3 1 号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第 3 2 号 指定管理者の指定について
- 議第 3 3 号 指定管理者の指定について
- 議第 3 4 号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 議第 3 5 号 字の区域及びその名称の変更について

議第 36 号 市道路線の認定及び廃止について

議第 37 号 議決事項の変更について

議第 38 号 市長専決処分について

議第 16 号

別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市男女共同参画センターの入浴施設を廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

条例別表から入浴料を定める項を削ります。

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

4 担当課 市民福祉部共生社会実現・部落差別解消推進課

議第 17 号

市長専決処分条例等の一部改正について

1 趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 市長専決処分条例の一部改正

「(地方自治法) 第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めます。(本則第 1 号関係)

(2) 別府市監査委員に関する条例の一部改正

「(地方自治法) 第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改めます。(第 3 条関係)

(3) 別府市競輪事業の設置等に関する条例の一部改正

「(地方自治法) 第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めます。(第 8 条関係)

3 施行期日 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日

4 担当課 総務部総務課

議第 18 号

別府市職員の給与等に関する条例等の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の給与改定等を行うことに伴い、条例を改正しようとするものである。

2 議案の内容

(1) 別府市職員の給与に関する条例の一部改正関係

ア 給料表について、号給構成を改めるとともに、給料月額を改定します。

(別表第1関係)

イ 8級である職員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととします。(第5条第5項第2号関係)

ウ 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円とします。(第8条関係)

エ 地域手当について、福岡市に在勤する職員に対する支給割合を0.08に見直します。(第9条の2関係)

オ 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大します。(第15条の2第1項～第3項関係)

カ 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給することとします。(第19条の2第2項関係)

(2) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係

ア 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止します。(第4条第2項関係)

イ 単純な労務に雇用される会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとします。(第15条の2第1項関係)

(3) 別府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

ア 特定任期付職員業績手当を廃止します。(第7条第4項及び第7条の2関係)

イ 特定任期付職員について、期末手当の支給割合を1.75から0.95に改めます。また、勤勉手当を支給することとし、その支給割合を0.875とします。(第8条関係)

(4) 別府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正関係

ア 給料表について、給料月額を改定します。(別表第1関係)

イ 期末手当の支給割合の上限を1.225から1.25に改めます。(第15条第1項及び第25条第1項関係)

ウ 勤勉手当の支給割合の上限を1.025から1.05に改めます。(第1

5 条の 2 第 1 項及び第 2 5 条の 2 第 1 項関係)

(5) 別府市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係

ア 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止します。(第 6 条第 2 項関係)

イ 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大します。(第 1 2 条関係)

ウ 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給することとします。(第 2 1 条関係)

(6) 別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正関係

ア 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止します。(第 6 条第 2 項関係)

イ 管理職員特別勤務手当について、支給対象時間帯を拡大します。(第 1 5 条関係)

ウ 定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給することとします。(第 2 3 条関係)

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 1 9 号

別府市職員の退職手当に関する条例及び別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について

1 趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）により雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の一部が改正されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 別府市職員の退職手当に関する条例の一部改正関係

ア 就業促進手当のうち、厚生労働省が定める安定した職業以外に早期再就職した場合に支給される就業手当が廃止されることに伴う当該手当に関する規定の削除及び引用条項等の整理をします。(第 1 0 条関係)

イ 雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付(雇用機会が不足する地域における給付日数の延長)を 2 年間延長します。(附

則第 7 項関係)

(2) 別府市立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正関係

前号ア及びイと同様の改正をします。(第 10 条関、附則第 10 項関係)

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

4 担当課 総務部職員課

議第 20 号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能仕様基準審査に係る手数料を定めること等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 建築物に関する確認申請手数料を改定します。(別表第 6 の 1 の項関係)

(2) 建築物に関する完了検査申請手数料及び減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料を改定し、建築物エネルギー消費性能基準への適合を審査する場合を加えます。(別表第 6 の 2 の項及び 3 の項関係)

(3) 建築物に関する中間検査申請手数料、建築物エネルギー消費性能適合判定手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る審査手数料を改定し、仕様・計算併用法による審査が行われる場合を加えます。(別表第 6 の 4 の項、75 の項及び 78 の項関係)

(4) 建築物エネルギー消費性能認定申請に係る審査手数料を削ります。(別表第 6 の 80 の項関係)

(5) その他条例が引用する法律等の条項を整理します。

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

4 担当課 建設部都市計画課

議第 21 号

別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

こどもや保護者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、就学前教育・保育ビジョン（令和 6 年 3 月策定）に基づき、市立幼稚園の配置を改めるため、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 別表第3の南幼稚園、大平山幼稚園及びべっぷ幼稚園の項を改めます。
- (2) 別表第3の南立石幼稚園、亀川幼稚園、春木幼稚園及び緑丘幼稚園の項を改めます。
- (3) 附則に周知期間、準備行為及び所要の措置について定め、別府市就学前教育・保育ビジョンを踏まえ、この条例の円滑な施行を図ります。

3 施行期日

- (1) 南幼稚園、大平山幼稚園及びべっぷ幼稚園に係る改正規定
令和8年4月1日
- (2) 南立石幼稚園、亀川幼稚園、春木川幼稚園及び緑丘幼稚園に係る改正規定
令和9年4月1日

4 担当課 教育部教育政策課

議第22号

別府市学校法人の助成手続に関する条例の一部改正について

1 趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第1条中「第59条」を「第132条」に改めます。

3 施行期日 令和7年4月1日

4 担当課 教育部学校教育課

議第23号

別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

実相寺サッカー競技場における照明設備の設置による同競技場の開場時間の変更及び照明設備の使用料の設定並びに総合体育館の照明器具及び空調機器の更新による設備使用料の見直しに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 実相寺サッカー競技場（人工芝）の開場時間を変更します。

開場時間 4月から9月までの期間は午前8時30分から午後10時まで
10月から翌年3月までの期間は午前9時から午後10時まで

(第4条第1項の表関係)

(2) 実相寺サッカー競技場使用料に照明設備の使用料を定めます。

全灯1時間につき540円、半灯1時間につき270円(別表その6関係)

(3) 総合体育館使用料の附属設備等使用料の照明設備の金額を見直し、空調設備の使用料を新たに定めます。(別表その13関係)

3 施行期日 令和7年4月1日

4 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第24号

別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

1 趣旨

条例附則に定める経過措置の期限を延長することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 放課後児童健全育成事業における対象児童に幼稚園に就園している児童を含むとする経過措置の期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日に2年間延長します。(附則第2条関係)

(2) 児童一人当たりの専用区画の面積の基準を緩和する経過措置の期限を令和7年3月31日から令和12年3月31日に5年間延長します。(附則第3条関係)

3 施行期日 公布の日

4 担当課 こども部子育て支援課

議第25号

別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の 一部改正について

1 趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号)、介護保険法(平成9年法律第123号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

ア 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、保育内容支援の実施を免除できることとします。(第6条第2項関係)

イ 連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、代替保育の提供に係る免除の要件を緩和することとします。(第6条第4項)

ウ 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士による必要な配慮」について、「栄養士又は管理栄養士による必要な配慮」とします。
(第16条第1項関係)

エ 連携施設を確保しないことができる期間を10年から15年に延長します。(附則第3条関係)

(2) 別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正関係

ア 特定地域型保育事業者について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、保育内容支援の実施を免除できることとします。(第42条第2項関係)

イ 特定地域型保育事業者について、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、代替保育の提供に係る免除の要件を緩和することとします。
(第42条第4項)

ウ 特定地域型保育事業者について、連携施設を確保しないことができる期間を10年から15年に延長します。(附則第4条関係)

(3) 別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正関係

指定短期入所生活介護事業所に配置するべき職員のうち「栄養士」について、「栄養士又は管理栄養士」にします。(第154条第13項関係)

3 施行期日 令和7年4月1日

4 担当課 こども部子育て支援課、市民福祉部高齢者福祉課

議第26号

別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正について

1 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この項において「法」といいます。)の一部が改正され、妊婦のための支援給付及び乳児等のための支

援給付が創設されるとともに、これらの支援給付に係る報告に応じない場合等における条例で定めることができる過料が規定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

条例第2条を改正し、過料の対象者に次に掲げる者を加えます。

- (1) 法第10条の5の規定による妊婦のための支援給付に関しての報告をしなかった者等
- (2) 法第30条の13において準用する法第13条又は法第14条第1項の規定による乳児等のための支援給付に関しての報告をしなかった者等
- (3) 法第30条の18第2項の規定による乳児等支援支給認定証の返還の求めに応じない者

3 施行期日 令和8年4月1日。一部は令和7年4月1日

4 担当課 こども部子育て支援課、こども家庭課

議第27号

別府市ものづくり支援等複合施設の設置及び管理に関する条例の制定について

1 趣旨

地域の歴史を見つめてきた旧浜脇中学校の学び舎を竹工芸等ものづくり産業の拠点とひとびとと地域を結び、共に生き、交流する広場から成る複合施設として活かすため、複合施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることに伴い、条例を制定します。

2 議案の内容

- (1) 条例は、総則、地域共生広場、ものづくり工房及び補則の4章となります。
- (2) 第1章は、目的、名称及び位置、複合施設の構成、運営の基本方針並びに連絡協議会について定めます。
- (3) 第2章は、地域共生広場の目的、事業、使用許可等、使用料及び指定管理について定めます。
- (4) 第3章は、ものづくり工房の目的、事業、使用許可等及び使用料について定めます。
- (5) 第4章は、損害賠償及び委任について定めます。
- (6) 附則では、条例の施行前の準備行為、所要の措置等を定め、旧浜脇中学校の規定に関し、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正します。

- 3 施行期日 規則で定める日
- 4 担当課 観光・産業部産業政策課

議第 28 号

別府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

1 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 221 号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）の一部が改正され、条例が引用する条項に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 第 3 条中「令第 21 条第 2 項第 1 号」を「令第 22 条第 2 項第 1 号」に改めます。
- (2) 第 6 条中「第 4 条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に改めます。

- 3 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日
- 4 担当課 建設部公園緑地課

議第 29 号

別府市下水道条例の一部改正について

1 趣旨

下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正により大腸菌群数に係る放流水の基準が改められたこと、県内他市の状況を踏まえ過料の額を見直すこと等に伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。（第 9 条の 3 第 4 3 号関係）
- (2) 承認を受けないで排水設備等の工事をした者等に科する過料の額を「2,000 円以下」から「5 万円以下」に改定します。（第 28 条関係）
- (3) 定義の見直し、字句の修正等をします。

- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
- 4 担当課 上下水道局下水道課

議第 3 0 号**別府市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について****1 趣旨**

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 3 9 4 号）により、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の支給額の勤続年数区分に 3 5 年以上の区分が新たに追加されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表に 3 5 年以上の区分を新たに追加します。

階級	勤続年数	
	<u>3 0 年以上 3 5 年未満</u>	<u>3 5 年以上</u>
団長	979,000 円	<u>1,079,000 円</u>
副団長	909,000 円	<u>1,009,000 円</u>
分団長	849,000 円	<u>949,000 円</u>
副分団長	809,000 円	<u>909,000 円</u>
部長及び班長	734,000 円	<u>834,000 円</u>
団員	689,000 円	<u>789,000 円</u>

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日**4 担当課 消防本部総務課**

議第 3 1 号

別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 3 1 年政令第 3 3 5 号）の一部改正により、補償基礎額及び補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 消防団員の補償基礎額を引き上げます。（別表関係）

〔単位 円〕

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	<u>12,900</u> (12,500)	<u>13,700</u> (13,350)	<u>14,500</u> (14,200)
分団長及び副分団長	<u>11,300</u> (10,800)	<u>12,100</u> (11,650)	<u>12,900</u> (12,500)
部長、班長及び団員	<u>9,700</u> (9,100)	<u>10,500</u> (9,950)	<u>11,300</u> (10,800)

備考 () 内書きは現行の補償基礎額

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9, 1 0 0 円から 9, 7 0 0 円に、最高額を 1 4, 2 0 0 円から 1 4, 5 0 0 円に引き上げます。（第 5 条第 2 項第 2 号関係）

(3) 配偶者に係る補償基礎額の加算額を 2 1 7 円から 1 0 0 円に、子に係る補償基礎額の加算額を 3 3 3 円から 3 8 3 円に改定します。（第 5 条第 3 項関係）

3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

4 担当課 消防本部総務課

議第 3 2 号・議第 3 3 号

指定管理者の指定について

1 趣旨

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせることについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

2 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称等

議案 番号	公の施設の名称及び 指定の期間	指定管理者となる団体	担当課
32	旧平尾邸 R7.4.1～R14.3.31	別府市末広町 1 番 3 号 一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォーム B-biz LINK	観光課
33	別府市共創交流拠点こもればいパーク R8.3.1～R13.3.31	こもればいパーク運営共同事業体 東京都千代田区三番町 2 番地 株式会社コンベンションリンケージ 東京都中野区弥生町二丁目 8 番 1 5 号 株式会社ヴィアックス	教 育 政 策 課

議第 3 4 号

他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに 関する協議について

1 趣旨

地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 2 項の規定に基づき、協議により他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 利用に供させる公の施設を設置する他の普通地方公共団体は、由布市及び日出町です。
- (2) 利用に供させる公の施設は、次のとおりです。

ア 由布市

名 称
由布市湯布院公民館
由布市挾間公民館
由布市庄内公民館
由布市湯平地区公民館
由布市川西地区公民館

由布市交流体験施設「庄内ゆうゆう館」
由布市挾間中洲賀グラウンド（テニスコートに限る。）
由布市湯布院スポーツセンター

イ 日出町

名称
交流ひろばH i C a L i
黒岩公園
糸ヶ浜海浜公園（運動場に限る。）
川崎運動公園

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第 3 5 号

字の区域及びその名称の変更について

1 趣旨

住居表示の実施に当たり、字の区域及びその名称を変更することについて、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

通称新別府、実相寺、観海寺及び南立石本町の字の区域及びその名称を変更します。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第 3 6 号

市道路線の認定及び廃止について

1 趣旨

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 三名 1 8 号線ほか 1 0 路線

廃止路線 本村 7 号線ほか 2 路線

3 担当課 建設部都市整備課

議第 37 号

議決事項の変更について

1 趣旨

別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事に伴い、大分県と締結した協定の一部を変更します。

2 議案の内容

令和 6 年 9 月 25 日に議決された「議第 87 号 令和 6・7・8 年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結について」の議決事項のうち、負担金の金額を減額します。

変更前 221, 150, 024 円

変更後 219, 642, 916 円

3 担当課 観光・産業部観光課

議第 38 号

市長専決処分について

1 趣旨

国の経済対策に係る補正予算を踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている市民を支援するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 9 号）

(2) 処分年月日 令和 6 年 12 月 24 日

3 担当課 市民福祉部ひと・暮らし支援課、生活環境課